

保護者様

学校名 鈴鹿市立鈴峰中学校

学校長名 池畑 直哉

学校感染症届出書 提出のお願い

学校において予防すべき感染症にかかった場合には、学校保健安全法第 19 条に基づき、欠席ではなく「出席停止」となります。お子様が下記の感染症にかかったと思われる場合は、必ず医師の診断を受けてください。感染のおそれがなくなり、登校できるようになりましたら、保護者の方が下記の必要事項を記入し学校へご提出ください。

これは、学校における蔓延予防の対策でありますのでご理解ください。

学校において予防すべき感染症	
第1種	①エボラ出血熱 ②クリミア・コンゴ出血熱 ③痘そう ④南米出血熱 ⑤ペスト ⑥マールブルグ病 ⑦ラッサ熱 ⑧急性灰白髄炎 ⑨ジフテリア ⑩重症急性呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスに限る） ⑪中東呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスに限る） ⑫特定鳥インフルエンザ(血清亜型がH5N1,H7N9に限る)
第2種	①インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く) ②百日咳 ③麻疹 ④流行性耳下腺炎 ⑤風しん ⑥水痘 ⑦咽頭結膜熱 ⑧新型コロナウイルス感染症 ⑨結核 ⑩髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	①コレラ ②細菌性赤痢 ③腸管出血性大腸菌感染症 ④腸チフス ⑤パラチフス ⑥流行性角結膜炎 ⑦急性出血性結膜炎 ⑧その他の感染症

R5.5.8 施行

【インフルエンザの登校可能日】

0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
発症日 (発熱当日)	発熱期間	解熱しても 登校できません						
							登校可能	

(学校保健安全法施行規則に基づく出席停止期間の基準より)

学校感染症届出書

鈴鹿市鈴峰中学校長 宛

年	組	名前
2019	1	山田 太郎
2019	2	山田 太郎
2019	3	山田 太郎
2019	4	山田 太郎
2019	5	山田 太郎
2019	6	山田 太郎
2019	7	山田 太郎
2019	8	山田 太郎
2019	9	山田 太郎
2019	10	山田 太郎
2019	11	山田 太郎
2019	12	山田 太郎
2019	13	山田 太郎
2019	14	山田 太郎
2019	15	山田 太郎
2019	16	山田 太郎
2019	17	山田 太郎
2019	18	山田 太郎
2019	19	山田 太郎
2019	20	山田 太郎
2019	21	山田 太郎
2019	22	山田 太郎
2019	23	山田 太郎
2019	24	山田 太郎
2019	25	山田 太郎
2019	26	山田 太郎
2019	27	山田 太郎
2019	28	山田 太郎
2019	29	山田 太郎
2019	30	山田 太郎
2019	31	山田 太郎
2019	32	山田 太郎
2019	33	山田 太郎
2019	34	山田 太郎
2019	35	山田 太郎
2019	36	山田 太郎
2019	37	山田 太郎
2019	38	山田 太郎
2019	39	山田 太郎
2019	40	山田 太郎
2019	41	山田 太郎
2019	42	山田 太郎
2019	43	山田 太郎
2019	44	山田 太郎
2019	45	山田 太郎
2019	46	山田 太郎
2019	47	山田 太郎
2019	48	山田 太郎
2019	49	山田 太郎
2019	50	山田 太郎
2019	51	山田 太郎
2019	52	山田 太郎
2019	53	山田 太郎
2019	54	山田 太郎
2019	55	山田 太郎
2019	56	山田 太郎
2019	57	山田 太郎
2019	58	山田 太郎
2019	59	山田 太郎
2019	60	山田 太郎
2019	61	山田 太郎
2019	62	山田 太郎
2019	63	山田 太郎
2019	64	山田 太郎
2019	65	山田 太郎
2019	66	山田 太郎
2019	67	山田 太郎
2019	68	山田 太郎
2019	69	山田 太郎
2019	70	山田 太郎
2019	71	山田 太郎
2019	72	山田 太郎
2019	73	山田 太郎
2019	74	山田 太郎
2019	75	山田 太郎
2019	76	山田 太郎
2019	77	山田 太郎
2019	78	山田 太郎
2019	79	山田 太郎
2019	80	山田 太郎
2019	81	山田 太郎
2019	82	山田 太郎
2019	83	山田 太郎
2019	84	山田 太郎
2019	85	山田 太郎
2019	86	山田 太郎
2019	87	山田 太郎
2019	88	山田 太郎
2019	89	山田 太郎
2019	90	山田 太郎
2019	91	山田 太郎
2019	92	山田 太郎
2019	93	山田 太郎
2019	94	山田 太郎
2019	95	山田 太郎
2019	96	山田 太郎
2019	97	山田 太郎
2019	98	山田 太郎
2019	99	山田 太郎
2019	100	山田 太郎

インフルエンザの場合

【病名】 [A ・ B 型] ※受診した医療機関に確認してください

【療養期間】 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

【受診した医療機関名】

令和 年 月 日

保護者名

学校で予防すべき感染症の種類及び出席停止期間の基準に関する資料

	対 象 疾 病	出 席 停 止 の 期 間 の 基 準
第 1 種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS） 中東呼吸器症候群（MERS） 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては、3 日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで。
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
第 3 種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	

- * 重症急性呼吸器症候群については、病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。
- * 中東呼吸器症候群については、ベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。
- * 鳥インフルエンザについては、血清亜型が H5N1 及び H7N9 とする。
- * 新型コロナウイルス感染症については、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。

R5.5.8 施行